

青森県報

令和三年
八月二十五日
(水曜日)

第三百五十一号

う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和三年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

告 示

- 障害福祉サービス事業者の指定.....(障害福祉課) : 一
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生.....(水産振興課) : 一
- 海岸保全区域の指定.....(漁港漁場整備課) : 二

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出.....(商工政策課) : 二
- 特定所有者不明土地の収用の裁定.....(監理課) : 三
- 建設業者の許可の取消し.....(東青地域県民局) : 三
- 右 同.....(企画課) : 四
- 右 同.....(企画課) : 四
- 右 同.....(企画課) : 四
- 右 同.....(企画課) : 五
- 警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)の実施.....(企画課) : 五
- 警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)の実施.....(企画課) : 六

公 安 委 員 会

青森県告示第五百五十九号
漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号) 第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和三年八月二十五日

名 称	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 者	
名 称	所 主 た る 事 務 所 在 地 の	障 害 福 祉 サ ー ビ ス を 行 う 所
p y t e s p t e b S	特定非営利法人	弘前市大字城東 一丁目一一の一
p y t e s p t e b S	活動法人	弘前市大字城東 一丁目一一の一の 城東
N E X T II	生活介護	中央三丁目二の
N E X T II	支援労働型	弘前市大字城東 二丁目二の
ク	令 和 三 九 一	指 定 年 月 日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第五百五十八号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次とおり障害福祉サービス事業を行

下北郡東通村大字野牛字入戸三 伊柳 晴美	發起人の住所及び氏名(名称)
野牛区域組合の地区 野牛漁業協同	区 域
小型定置漁業、 底建網漁業及び主として ほたてけた網漁業	区 分

株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦
株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	変更なし
	令和 三・五・二七

建設業者の許可の取消し

特定所有者不明土地の収用の裁定

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第三十七条第三項の規定により、次のとおり特定所有者不明土地の収用についての裁定をしたので、同条第四項において準用する同法第三十三条の規定により公告する。

令和三年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定所有者不明土地の所在、地番、地目及び面積

所 在 及 び 地 番	地 目	面 積 (平方メートル)
田	公 簿	面 積 (平方メートル)
八戸市大字尻内町字六百刈一七の二（同 字一七から分筆）	一、〇六〇	一、〇六〇・
	二三三	

- 四 特定所有者不明土地等の引渡し等の期限
令和三年十一月二十五日
- 三 特定所有者不明土地等の引渡し等の期限
令和三年十一月二十五日
- 二 特定所有者不明土地に関する所有権その他の権利を取得し、又は消滅させる時期
令和三年十一月二十五日
- 一 特定所有者不明土地の所在、地番、地目及び面積

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

六 意見書の提出

- 1 提出期限
令和三年十二月二十五日
- 2 提出先
青森県商工労働部商工政策課
- 3 記載事項
 (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
 (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 (三) 意見及びその理由
- 4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり確認された。このことが、建設業法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 藤工業
二 氏名 工藤弘中
三 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字下十川字扇田二九七の五
四 許可番号 青森県知事許可（般一三）第一〇〇八〇三号
五 取消年月日 令和三年七月十三日
六 取消しに係る建設業の許可
七 取消しの原因となつた事実

令和三年六月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年八月二十五日

一 商号又は名称 マルユ一太田技建
二 氏名 太田匠
三 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字樽沢字上野一八四の一八
四 許可番号 青森県知事許可（般一三〇）第二〇〇七五八号
五 取消年月日 令和三年七月十三日
六 取消しに係る建設業の許可
七 建築工事業に係る一般建設業の許可

- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字新城字平岡二五八の三七
四 許可番号 青森県知事許可（般一一九）第一二〇九二号
五 取消年月日 令和三年七月十九日
六 取消しに係る建設業の許可
電気工事業に係る一般建設業の許可
七 取消しの原因となつた事実
令和三年五月二十八日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。
- 公 安 委 員 会**
- 青森県公安委員会告示第九十五号**
- 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第二条の規定により公示する。
- 令和三年八月二十五日
- 青森県公安委員会委員長 成田晋
- 一 講習の区分
法第二条第一項第一号に規定する警備業務に係る新規取得講習
- 二 實施期間及び実施時間
令和三年十月十一日（月）から同月十九日（火）までの間（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後四時五十五分まで（予定）
- 三 實施場所
青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館（予定）
- 四 受講定員
三十五人（予定）

- 五 受講対象者
受講申込日において、次のいずれかに該当する者とする。
- 最近五年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
 - 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
 - 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
 - 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
 - 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 六 受講申込みの手続き
- 受講申込みの受付期間等
 - 受付期間
 - 令和三年九月十三日（月）から同月十七日（金）までの間（予定）
 - 午前九時から午後五時までの間
 - 受付の締切り
 - 受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。
 - 受付時間
 - 受付の締切り
 - 受講申込書の受付場所
 - 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
 - 申込方法
 - 六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4

受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。）一通に、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(二) 五の2に該当する場合には、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限り。）の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限り。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限り。）の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限り。）の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料四万七千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

7 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

8 その他

1 講習受講後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に對し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

9 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話〇一七一七二三一四二二一

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第九十六号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二条第二項

第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（法第二十二条第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第二条の規定により公示する。

令和三年八月二十五日

青森県公安委員会委員長 成田晋

一 講習の区分

法第二条第一項第一号に規定する警備業務に係る追加取得講習

二 實施期間及び実施時間

令和三年十月十四日（木）から同月十九日（火）までの間（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後四時五十五分まで（予定）

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館（予定）

四 受講定員

五人（予定）

五 受講対象者

受講申込日において、受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限り。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事し

て いるもの

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和

六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二

項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した

者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

6 受講申込みの手続

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

令和三年九月十四日（火）から同月十七日（金）までの間（予定）

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。）一通及び既に交付を受けている警備業務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該当することを疎明する次

書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(二) 五の2に該当する場合には、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し及び警備業務従事証明書

受講手数料二万三千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

5 受講手数料
受講手数料二万三千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習受講後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話〇一七一七二三一四二一一

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所
青森市長・島一丁人)
森目一番一
県号

(印刷所
青森市第二間堀壳人)
東奥印刷株式会社
三丁目一
番七号

定価 每週月・水・金曜日発行
小口一枚二付十五円